

## 【イギリス】政党及び選挙法案

海外立法情報課・岡久 慶

\* 2008年7月17日、司法省が提出した政党及び選挙法案は、長らく懸案となっていた政治資金問題に、一定の回答を示す内容である。法案は、選挙委員会の監査権限を強化し、寄付者の身元公開を徹底し、選挙期間外における候補者の支出を制限する等の規定を盛り込んでいる。法案に関しては、与野党間の激しい論争が予想される。

### イギリスの政治資金の状況

イギリスの政治資金を巡る概況は次のとおりである。

- ① 献金の上限はない。
- ② 国民の政党離れの進行により、労働党は加盟組合の献金、保守党は富裕層の個人献金への依存度が上がっている。
- ③ 政党は、選挙から1年前に遡る期間において、全国的選挙運動のために、候補者を出す選挙区1つにつき3万ポンドの支出を行うことができる（大政党につき総計1900万ポンド）。
- ④ 各候補者は選挙区レベルにおける選挙運動のために、選挙区につき約1万～1万3000ポンドの支出を行うことができる。これは③と別枠扱いとなる。支出制限のかかる期間は、議会解散から総選挙までと規定され、通常5～6週間である。
- ⑤ それ以外の期間又は選挙運動以外の運営費には制限が存在せず、政党間で「支出の軍拡競争」がエスカレートしている。特に保守党は、④の支出上限が適用されない期間に、接戦選挙区の候補者を通じて大金を投入する戦術を採用している。

こういった状況に何らかの歯止めをかけるため、2006年3月から元大法官府（現司法省）事務次官ヘイデン・フィリップス氏主導下に政党間協議が行われた。フィリップス氏は、献金上限を設定し、組合献金の資金源を個人レベルで明確化し、支出の上限を継続的に適用する等を提案（注1）したが、政党間の利害調整が難しく、2007年10月に保守党が協議から脱退する形で立ち消えになっている。

2008年6月16日、ジャック・ストロー司法相は、白書「連合王国における政党財政及び支出」を発表し、さらに7月17日には同白書提案を法案化した政党及び選挙法案（Political Parties and Elections Bill）を下院に提出した。法案は、②に関して大口の個人献金の透明性を強化し、⑤を制限する内容である。これにより大きな制限を加えられる保守党は、支出よりも献金に上限をかける方が効果的であり、このような規定を設けるのは権力の濫用として政府を非難している。政府は女王裁可を受け次第法律を施行するとしており、これは2009年上半期になると予想されている。

### 政党及び選挙法案の概要

政党及び選挙法案は 20 条と附則 5 からなる。以下に法案の概略を解説する。

#### 選挙委員会の役割（第 1 条～第 3 条）

選挙委員会 (Electoral Commission) は、2000 年政党、選挙及び国民投票法 (Political Parties, Elections And Referendums Act 2000) に基づき設置された外郭公共団体であり、政党を登録し、資金の流れを監視し、必要に応じて規制を行う等幅広い任務を有する。しかしながら、2006 年の下院公職倫理基準委員会のレビュー等において、委員会の主務を政党資金の規制に移し、事前規制のための権限を強化するべきとする声が強くなった。これを踏まえ、本法案においては、委員会がより積極的に規制を行う義務が定められ、委員会はその目的のため指針を発表することが可能となる。また、従来、規制の違反者に対しては政党名公開又は刑事訴追のための公訴局への回付しか打つ手がなかったものを、今後は定額罰金通知、指定した活動の停止を命じる停止通知等の民事的処分を加えることができるようになる。

#### 選挙委員長等（第 4 条～第 7 条）

選挙委員の数を従来の 5～9 人から 9～10 人に増やし、選挙委員の内、4 人は下院において議席を 2 以上有する政党の党首が各 1 名ずつを任命することとする。また従来、選挙委員会の全職員は過去 10 年間政治活動（政党職員であったり、献金者であること。）と無縁でなければならなかったが、この制限は一般職員に関しては 1 年、委員及び幹部職員に関しては 5 年に緩和される。ただし、委員会の代表執行役は政党の党員であってはならない。これらの規定は、政治の実践経験を積んだ人物の登用を通じて、委員会の実効性を高めることを目的としている。

#### 政治献金と支出（第 8 条～第 11 条）

従来、政党本部への 5000 ポンド、支部への 1000 ポンドを超える献金は政党が、5000 ポンドを超える献金には献金者自身が選挙委員会に報告することを義務づけられていた。献金者としては、企業、組合といった組織も認められており、これまで非法人会社を経由した出所不明な献金、特に禁止されている海外からの献金がまかり通っていることが問題視されてきた。これらの仲介献金について出所を明確化すべきとする規定はあるが、ある組織が金銭を受け、その後政党献金を行う決定をした場合等、必ずしも厳密な適用が行なわれるわけではない。本法においては、200 ポンド以上の献金を行う者は、献金に関連して自分が 200 ポンド以上の利益を他の誰かから受けているかを明確にしなければならず、その上で自分が自発的な献金者であると主張する場合は、その理由を説明しなければならない。

また、候補者が議会解散前に選挙運動に支出する金額に関して、前記④の制限を課することとし、支出した時期又は正式に候補者であったか否かは関係ないものとする。選挙委員会は、支出が選挙運動目的であったとみなされる条件に関して、候補者に指導を行うことができる。

#### 参考文献

- ・意見調整が難航する政治資金改革<<https://chosa.ndl.go.jp/WIN/lib/doc/0000041975001.pdf>>
- ・欧米主要国の政治資金制度<<https://chosa.ndl.go.jp/WIN/lib/doc/0000039710A001.pdf>>